企業主導型保育事業における研修修了者に係る
修了証再発行に関する事務手続き要項

児 育 協 第　134　号
令和３年１月 21 日

（目的）

第１条　この要項は、公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という）が実施する保育士研修（キャリアアップ研修）又は子育て支援員研修を受講し、修了証を既に発行されている対象者について、登録事項の変更等に伴い、修了証の再発行の申請を行う際の手続きに関し、定めることを目的とする。

（対象となる研修）

第２条　対象となる研修は、協会が実施する保育士研修（キャリアアップ研修）及び子育て支援員研修とする。

（事務手続きの対象者）

第３条　本要項に定める事務手続きの対象者は、保育士研修（キャリアアップ研修）又は子育て支援員研修を受講し、必要事項を登録の上、既に修了証の発行を受けた者とする。

（修了証の再発行）

第４条　修了証の再発行を必要とする者は、協会が指定する方法により申請しなければならない。

２　申請の際には、手続きの内容に応じて必要な書類等を提出することとする。必要となる書類等は、「企業主導型保育事業保育士研修（キャリアアップ研修）修了証再発行手続きガイドライン」又は「企業主導型保育事業子育て支援員研修修了証再発行手続きガイドライン」に記載のあるものとする。

（個人情報の取り扱い）

第５条　個人情報の取り扱いは、協会が制定する「個人情報保護に関する基本方針」の「２　利用目的及び保護」に則る。

公益財団法人児童育成協会　個人情報保護に関する基本方針（抜粋）

２　利用目的及び保護

協会が取得し、利用する個人情報等は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。

また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報等を第三者へ提供することは致しません。

なお、要配慮個人情報については、法令で定める場合を除き、本人の同意なく取得すること、並びに第三者へ提供することはいたしません。

附　則

この事務手続き要項は、令和３年１月１日より遡及適用する。

附　則（令和３年８月２日児育協第211号）

この事務手続き要項は、令和３年８月２日より適用する。

この事務手続き要項は、令和８年５月11日より適用する。

この事務手続き要項は、令和８年10月27日より適用する。